No.１１

令和４年（１２月）

第４回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第８６号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	１
第８７号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	９
第８８号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	１０
第１００号	認定路線調書・位置図	管理課	１６
第１０１号	廃止路線調書・位置図	管理課	２３

議案第８６号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
５５の１４	譲受人を決定した場合及び管理者等を選任した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	（略）
５５の１５	（略）	（略）
５５の１５の２	（略）	（略）
５５の１６	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　申請に係る一の建築物の住戸数（以下この号及び第５５号の１８において「住戸数」という。）が１戸のとき　5，000円 ⓘ　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　１０，０００円 ⓘ　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　１８，０００円 ⓘ　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　３１，０００円 ⓘ　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　５２，０００円

現　　行

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
５５の１４	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	（略）
５５の１５	（略）	（略）
５５の１５の２	（略）	（略）
５５の１６	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　申請住戸数が１戸のとき　５，０００円 ⅱ　申請住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　１０，０００円 ⅲ　申請住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　１８，０００円 ⅳ　申請住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　３１，０００円 ⅴ　申請住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　５２，０００円

			㈣　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　９４，０００円 ㈤　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　１４９，０００円 ㈥　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　１８８，０００円 ㈦　住戸数が３００戸を超えるとき　２０１，０００円 ⑶　住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（申請に係る一の建築物の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が３００平方メートル以内のとき　１０，０００円 ㈡～㈦　（略） イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　住戸数が１戸のとき　３８，０００円 ㈡　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　６６，０００円 ㈢　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　９６，０００円 ㈣　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　１４０，０００円 ㈤　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　２０３，０００円 ㈥　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　３０１，０００円 ㈦　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　４１１，０００円 ㈧　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　５３９，０００円 ㈨　住戸数が３００戸を超えるとき　６３３，０００円 ⑶　共同住宅の共用部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

		㈣　申請住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　９４，０００円 ㈤　申請住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　149,０００円 ㈥　申請住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　188,０００円 ㈦　申請住戸数が３００戸を超えるとき　２０１，０００円 ⑶　住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。㈠から㈥まで及び第５５号の１８ア⑶において同じ。）の合計（申請に係る一の建築物の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が３００平方メートル以内のとき　１０，０００円 ㈡～㈥　（略） イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　申請住戸数が１戸のとき　３８，０００円 ㈡　申請住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　６６，０００円 ㈢　申請住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　９６，０００円 ㈣　申請住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　１４０，０００円 ㈤　申請住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　２０３，０００円 ㈥　申請住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　３０１，０００円 ㈦　申請住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　411,０００円 ㈧　申請住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　539,０００円 ㈨　申請住戸数が３００戸を超えるとき　６３３，０００円 ⑶　共同住宅（市長が別に定めるものを除く。第５５号の１８イ⑶において同じ。）の共用部分　次に掲げる区分に応じそれぞ

		㈠～㈧　（略） ⑷・⑸　（略）
５５の１７	（略）	（略）
５５の１８	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　住戸数が１戸のとき　２，５００円 ㈡　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　５，０００円 ㈢　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　９，０００円 ㈣　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　１５，５００円 ㈤　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　２６，０００円 ㈥　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　４７，０００円 ㈦　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　７４，５００円 ㈧　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　９４，０００円 ㈨　住戸数が３００戸を超えるとき　１００，５００円 ⑶　（略） イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　住戸数が１戸のとき　１９，０００円 ㈡　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　３３，０００円 ㈢　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　４８，０００円

		れ次に定める額 ⑴～⑽　（略） ⑷・⑸　（略）
５５の１７	（略）	（略）
５５の１８	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　申請住戸数が１戸のとき　２，５００円 ⑵　申請住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　５，０００円 ⑶　申請住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　９，０００円 ⑷　申請住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　１５，５００円 ⑸　申請住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　２６，０００円 ⑹　申請住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　４７，０００円 ⑺　申請住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　７４，５００円 ⑻　申請住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　９４，０００円 ⑼　申請住戸数が３００戸を超えるとき　１００，５００円 ⑶　（略） イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　申請住戸数が１戸のとき　１９，０００円 ⑵　申請住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　３３，０００円 ⑶　申請住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　４８，０００

		㈣　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　７０，０００円 ㈤　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　１０１，５００円 ㈥　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　１５０，５００円 ㈦　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　２０５，５００円 ㈧　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　２６９，５００円 ㈨　住戸数が３００戸を超えるとき　３１６，５００円 ⑶～⑸　（略）

備考　（略）

		円 ㈥　申請住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　７０，０００円 ㈦　申請住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　１０１，５００円 ㈧　申請住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　１５０，５００円 ㈨　申請住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　２０５，５００円 ㈩　申請住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　２６９，５００円 ⑪　申請住戸数が３００戸を超えるとき　３１６，５００円 ⑶～⑸　（略）

備考　（略）

議案第８７号の参考資料

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第２２３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（水道事業及び下水道事業の設置） 第１条　（略） ２　公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。 （経営の基本） 第３条　（略） ２　（略） ３　公共下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴～⑶　（略） ４　農業集落排水事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴　処理区域　熊谷市農業集落排水施設条例（平成１７年条例第１８９号）第３条第１項に規定する区域 ⑵　計画人口　１３，７８０人 ⑶　１日最大汚水量　４，５４７立方メートル	（水道事業及び下水道事業の設置） 第１条　（略） ２　公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。 （経営の基本） 第３条　（略） ２　（略） ３　下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴～⑶　（略）

議案第８８号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（課税額） 第２条　（略） ２　基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６５万円を超える場合においては、基礎課税額は、６５万円とする。 ３　後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２０万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２０万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２８，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．２を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１３，０００円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条	（課税額） 第２条　（略） ２　基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６３万円を超える場合においては、基礎課税額は、６３万円とする。 ３　後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１９万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、１９万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２６，０００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．１を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１２，０００円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条

改　正　案	現　行
第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２０万円を超える場合には２０万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。 ⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）	第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には１９万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。 ⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）

改　正　案	現　行
をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１９，９５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１８，２００円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，１００円	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　８，４００円
ウ　（略）	ウ　（略）
⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１４，２５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１３，０００円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）

改　正　案	現　行
１人について　６，５００円	１人について　６，０００円
ウ　（略）	ウ　（略）
⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）	⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，７００円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，２００円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，６００円	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，４００円
ウ　（略）	ウ　（略）
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
⑴　国民健康保険の被保険者に係る基	⑴　国民健康保険の被保険者に係る基

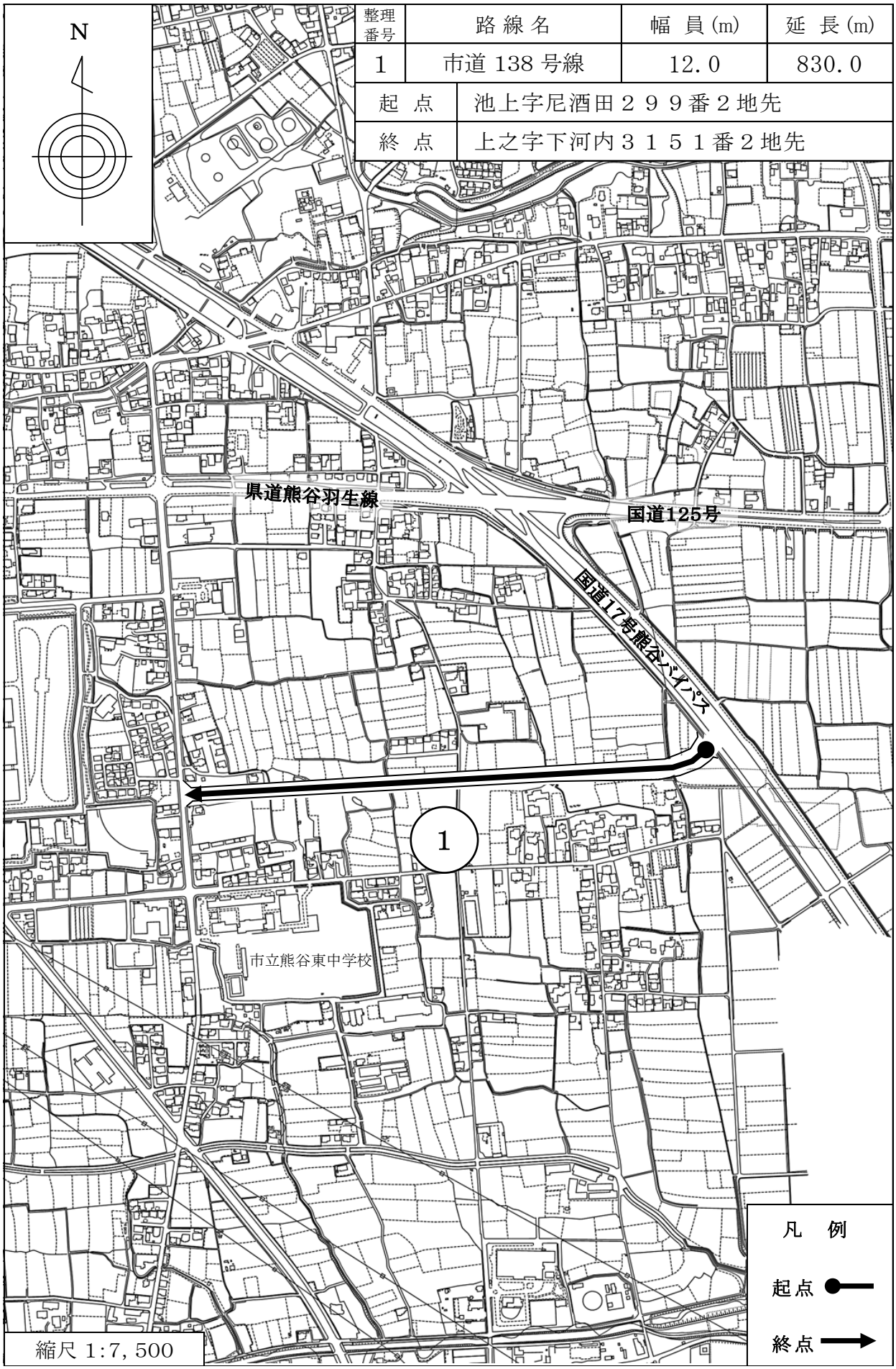
改正案	現行
礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　４，２７５円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　７，１２５円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１１，４００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１４，２５０円 ⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　１，９５０円 イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，２５０円 ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　５，２００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，５００円 附　則 １～５　（略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２２条第１項の規定の適用については、同項中「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得	礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　３，９００円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　６，５００円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１０，４００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１３，０００円 ⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　１，８００円 イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，０００円 ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　４，８００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，０００円 附　則 １～５　（略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２２条第１項の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得

改　正　案	現　行
については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。 ７～１９　（略）	については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。 ７～１９　（略）

議案第１００号の参考資料

認定路線調書・位置図

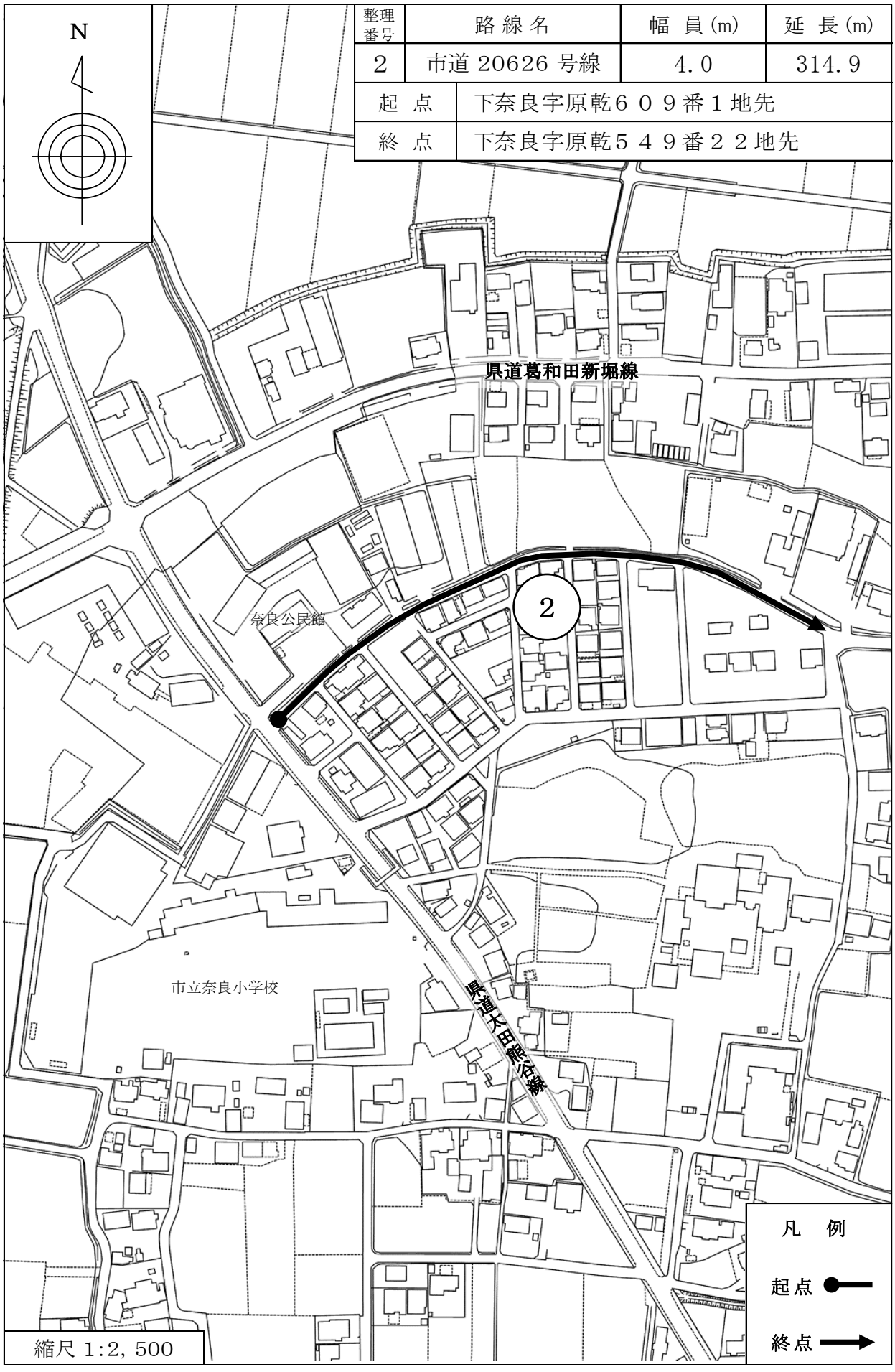
整理番号	路線名	認定理由
1	市道 138 号線	道路改良事業に伴い新設される道路を市道として管理したいため
2	市道 20626 号線	本市に寄附された道路及び未認定の道路を市道として管理したいため
3	市道 41134 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
4	市道 50879 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道 60615 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
6	市道 60616 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
7	市道 妻沼4744 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 138 号線	12.0	830.0

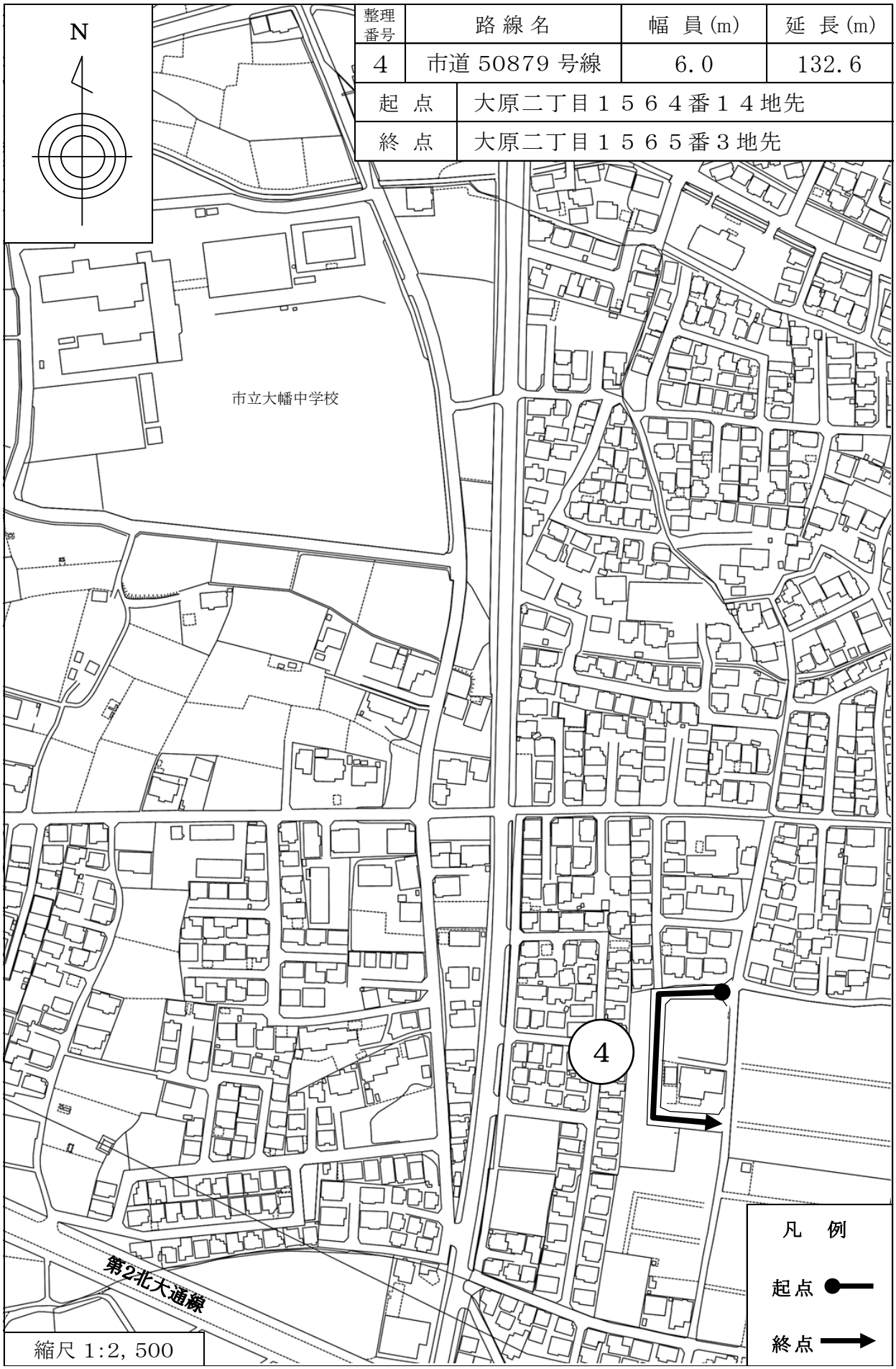
起　点	池上字尼酒田２９９番２地先
終　点	上之字下河内３１５１番２地先

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 20626 号線	4.0	314.9
起点	下奈良字原乾６０９番１地先		
終点	下奈良字原乾５４９番２２地先		

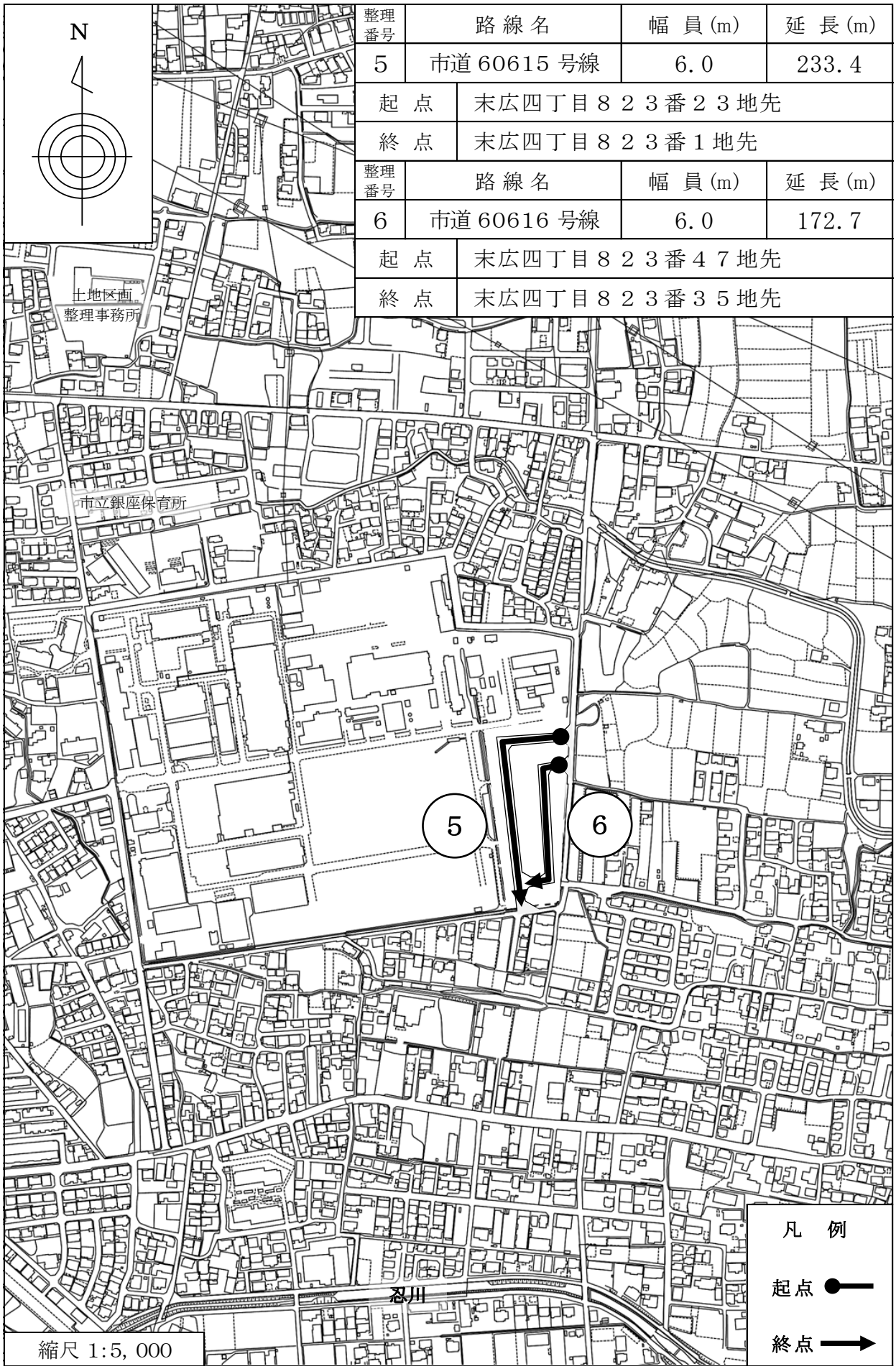




整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 41134 号線	6.0	180.2
起　点	久保島字三ツ俣１０２４番１８地先		
終　点	久保島字三ツ俣１０１９番１地先		

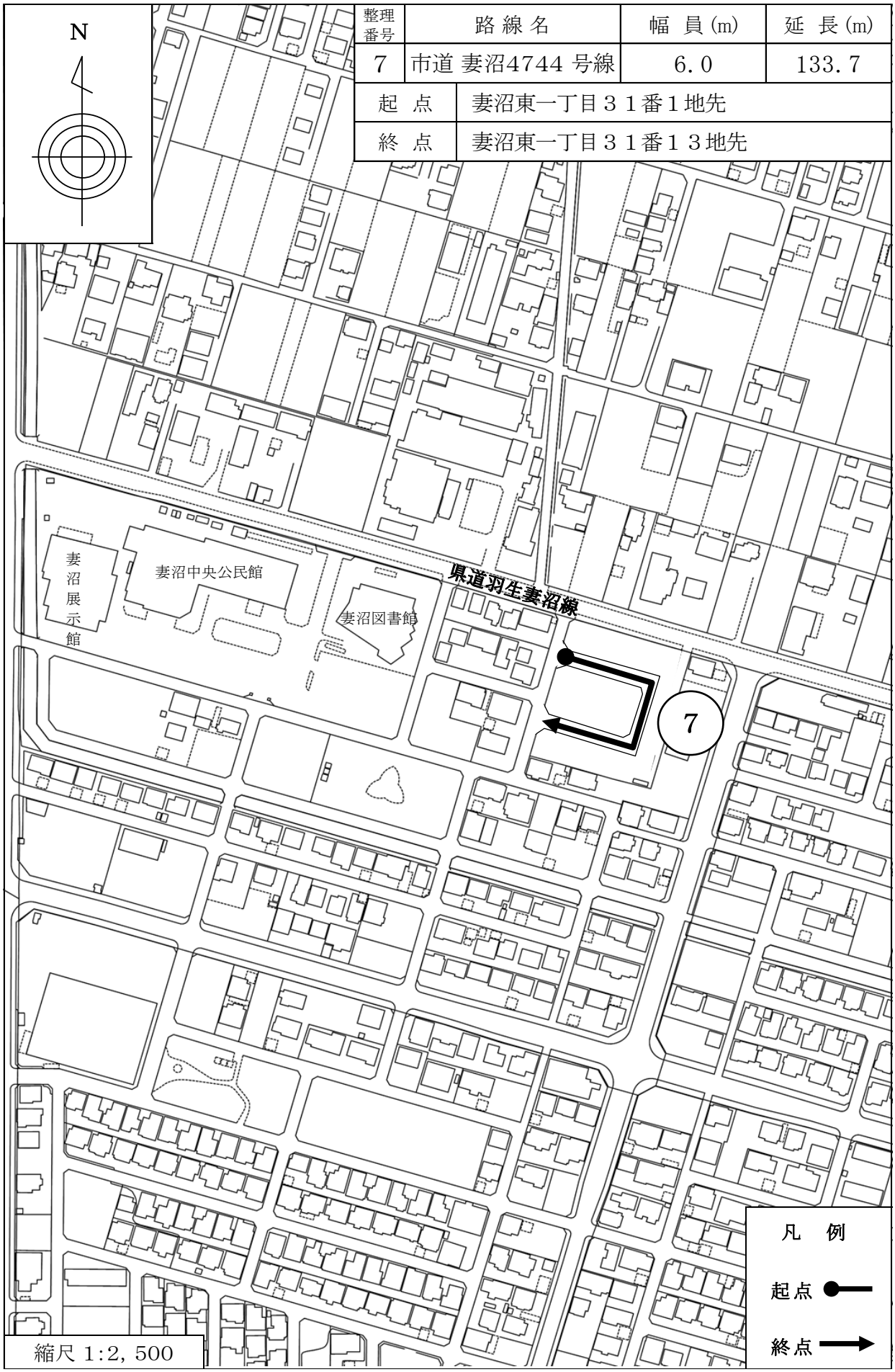


整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4	市道 50879 号線	6.0	132.6
起　点	大原二丁目１５６４番１４地先		
終　点	大原二丁目１５６５番３地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5	市道 60615 号線	6.0	233.4
起点	末広四丁目８２３番２３地先		
終点	末広四丁目８２３番１地先		

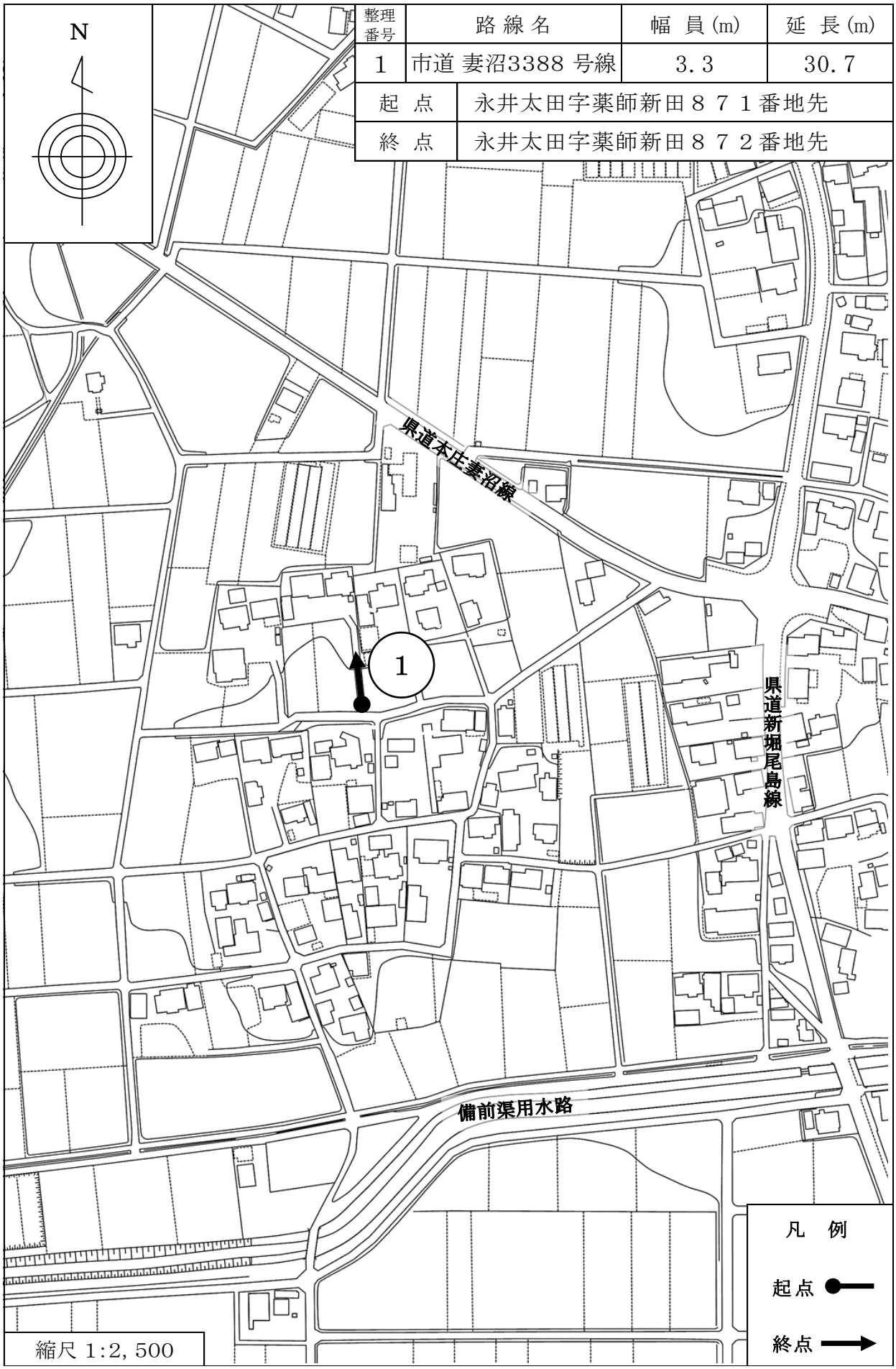
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
6	市道 60616 号線	6.0	172.7
起点	末広四丁目８２３番４７地先		
終点	末広四丁目８２３番３５地先		


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
7
市道 妻沼4744 号線
6.0
133.7
起点
妻沼東一丁目３１番１地先
終点
妻沼東一丁目３１番１３地先
妻沼展示館
妻沼中央公民館
妻沼図書館
県道羽生妻沼線
7
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500

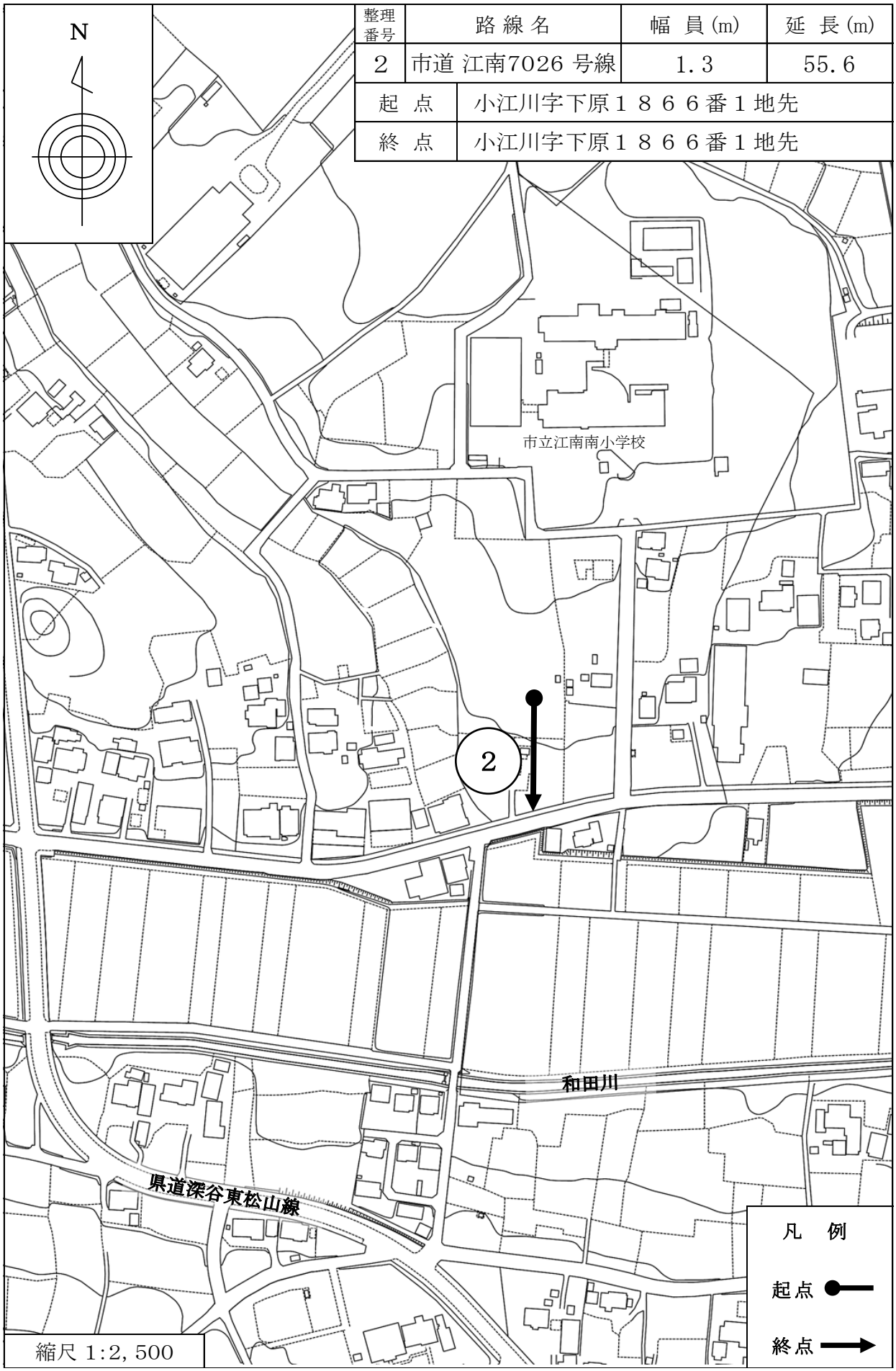
議案第１０１号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道 妻沼3388 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 江南7026 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 妻沼3388 号線	3.3	30.7
起　点	永井太田字薬師新田８７１番地先		
終　点	永井太田字薬師新田８７２番地先		


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
2
市道 江南7026 号線
1.3
55.6
起点
小江川字下原１８６６番１地先
終点
小江川字下原１８６６番１地先
市立江南南小学校
2
和田川
県道深谷東松山線
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500